

青森県報

第三千六百三十一号

平成二十四年
十二月十九日
(水曜日)

目次

告 示

道路の区域の変更	(道路課)	一
道路の供用の開始	(同)	二
豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の完了	(同)	二
豪雪地帯対策特別措置法による市道に関する工事の施行	(同)	二
教育委員会		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(学校教育課)	三
右 同	(同)	三
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	三
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	四

図面 番号	道路 種類	路線名	変更の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三九四号	前	後	前	後		
			上北郡七戸町字和田下七三の三から 上北郡七戸町字和田四〇の三まで		三三・〇〇メートルから 三三・〇〇メートルまで		二五四・〇〇メートル	
2	県 道	八戸大野線	前	後	前	後		
			八戸市大字十日市字長根一六の四から 八戸市大字十日市字天摩四四の一まで		一一・六〇メートルから 三三・六〇メートルまで		五四八・三〇メートル 五四九・〇〇メートル	

告 示

公安委員会

政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	五
海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数	(同)	六

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 (会計課) 六

青森県告示第八百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年一月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

4	国 道	二七九号	下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷五の四から 下北郡風間浦村大字蛇浦字石上二〇の四まで	後	前	前	後	前
3	県 道	差波新井田線	八戸市大字十日市字弥次郎窪三の六から 八戸市大字十日市字風後二三の六まで	後	前	前	後	前
				九・〇〇メートルから 三三・四〇メートルまで	八・六五メートルから 九・二五メートルまで	二〇・二〇メートルから 二七・五〇メートルまで	五六・六〇メートルから 一〇・〇〇メートルまで	七五六・二〇メートル 七八五・七〇メートル

青森県告示第八百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年一月十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道八戸大野線	八戸市大字十日市字長根一六の四から 八戸市大字十日市字天摩四四の一まで	平成四・三・二九
県道差波新井田線	八戸市大字十日市字弥次郎窪三の六から 八戸市大字十日市字風後二三の六まで	"
原線 県道青森五所川	青森市大字羽白字野木和五八の八五から 青森市大字岡町字宮本八八の八七まで	二四・三・二〇

青森県告示第八百八十九号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により行った次の市道に関する工事が完了したので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項後段の規定により告示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 完 了 の 日
小和森尾崎線	平川市尾崎木戸口一八六の八五から 平川市尾崎木戸口一八六の八五まで	改築（道路改良）	平成 二四・二・二七

青森県告示第八百九十号

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十四条第一項の規定により、次のとおり市道に関する工事をを行うので、豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）第一条第一項前段の規定により告示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	工 事 区 間	工 事 の 種 類	工 事 の 開 始 の 日
小和森尾崎線	平川市尾崎木戸口一八六の七六から 平川市尾崎木戸口一八六の七六まで	改築（道路改良）	平成 二四・三・二〇

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県総合学校教育センター所長 白石 司

- 一 物品等の名称及び数量
電子計算組織の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総合学校教育センター
青森市大字大矢沢字野田八 の二
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年十一月九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士通リース株式会社東北支店
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目三の二二
- 六 契約金額
六百十六万四千二百円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県総合学校教育センター所長 白石 司

- 一 物品等の名称及び数量
教育情報システムの賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総合学校教育センター
青森市大字大矢沢字野田八 の二
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年十一月九日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士通リース株式会社東北支店
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目三の二二
- 六 契約金額
八十三万四千七百五十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次

のとおり告示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	年月日
自由民主党青森県参議院選挙区第二支部	滝沢 求	中村 寿明	八戸市大字上徒士町一五の一	参議院議員	平成二〇・二・三
国民の生活が第一青森県第三区総支部	山内 卓	杉浦 弘樹	八戸市青葉一丁目一八の一六	衆議院議員	二〇・二・二六
民主党青森県第一総支部	仲 里奈	三上 繁美	青森市西大野二丁目一の五	衆議院議員	二〇・二・二六
民主党青森県第二総支部	中村 友信	苫米地和雄	十和田市西十四番町五の二七	衆議院議員	二〇・二・二六
日本維新の会衆議院青森県第一選挙区支部	升田世喜男	櫻庭 義明	青森市大字浜田四丁目一八七の四	衆議院議員	二〇・二・二六

政党以外の政治団体

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	年月日
希山会	山内 卓	山内 文字	八戸市大字尻内町字追分の一	衆議院議員	平成二〇・二・二六

法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	年月日
民主党青森県第一総支部	山内 卓	山内 文字	八戸市大字尻内町字追分の一	衆議院議員	平成二〇・二・二六

希山会	山内 卓	山内文字	八戸市大字尻内町字追分の一	衆議院議員	平成二〇・二・二六
山内卓後援会	今 正樹	山内正孝	八戸市青葉一丁目一八の一六	衆議院議員	二〇・二・二六

青森県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日
自由民主党佐井村支部	東出 盛光	渡辺 崇		平成二〇・二・二六
自由民主党六ヶ所村支部	小泉 悦治	二本柳 正晴		二〇・二・二六

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年月日
滝沢求後援会	代表者 菅原 秀寿	滝沢 求		平成二〇・二・三
長谷川兼己後援会	代表者 長谷川 統一	神 義光		二〇・二・三

信友会

国会議員関係
政治団体

係る国会議員関係
政治団体の
公職の種類
衆議院議員
公職の候補者の
氏名及び公職の
種類

国会議員関係
政治団体以外の
政治団体

二〇・二・一元

吉田淳一後援会

代表者

泉山 隆司

坂梨 行利

二〇・二・一元

青森県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

自由民主党青森県八戸市第三支部

平成四・二・二三

平成四・二・二三

政党以外の政治団体

政治団体の名称

解散年月日

届出年月日

長谷川兼己後援会

平成三・二・三〇

平成四・二・二三

青森県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等

を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名
(公職の種類)

資金管理団体の
名称

代表者
氏名

主たる事務所の
所在地

届出
年月日

山内 卓
(衆議院議員)

希山会

山内 卓

八戸市大字尻内町字
追分の一

平成
二〇・二・一元

青森県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名
(公職の種類)

資金管理団
体の名称

異動事項
公職の種類

新

旧

届出
年月日

中村 友信
(衆議院議員)

信友会

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

平成
二〇・二・一元

青森県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名
(公職の種類)

資金管理団体の
名称

代表者
氏名

主たる事務所の
所在地

届出
年月日

滝沢 求
(衆議院議員)

滝沢求後援会

滝沢 求

八戸市大字上徒土町
一五の一

平成
二〇・二・二三

青森県選挙管理委員会告示第九十六号

平成二十四年十二月五日現在における海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 東部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、七〇六 人
- 二 西部海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二、六八二 人

公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十二月十九日

青森県警察本部長 山 本 有 一

- 一 物品等の名称及び数量
電子計算機等（青森県警察県内WAN機器） 賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日
平成二十四年十一月二十一日

五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森共同計算センター

青森市第二問屋町三丁目一〇の二六

六 契約金額
五百九万三千五百五十円

七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成二十四年十月五日

（発行者・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭